

# 空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱

## 第1 目的

この要綱は、利活用されていない空き家や、適切な管理が行われていない空き家が増加することにより、地域活力の低下など住環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている状況において、東京都（以下「都」という。）が区市町村に対して経費の一部を補助することにより、区市町村による計画的な空き家対策の実施を促進し、もって、良好な市街地の形成及び都民の豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

## 第2 通則

空き家利活用等区市町村支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第3 定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

### (1) 空き家

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条に規定する空家等（以下「空家等」という。）及び共同住宅、寄宿舍その他これらに類するものの一区画であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。

### (2) 所有者等

空き家の所有者又は管理者をいう。

### (3) 所有者情報等

空き家の所在地、状況、空き家になった時期、所有者等の氏名、活用意向その他所有者等に関する情報をいう。

### (4) 耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、現行の耐震基準に適合させる改修工事をいう。

### (5) 地域活性化施設

集会・交流施設、体験・学習施設、ベンチャービジネスの拠点その他の地域の活性化に資する施設として区市町村が認めるものをいう。

### (6) 用途変更等

用途変更に係る官公庁における手続、設計図書の復元、建物の状況調査その他の空き家を改修し地域活性化施設として活用するために必要なものをいう。

### (7) 地域コミュニティ維持・活性化住宅

移住・定住、近居・同居又は二地域居住その他地域コミュニティの維持・活性化に資する住宅をいう。

- (8) 老朽空き家  
空き家のうち、保安上危険となるおそれのある状態のもの、適切な管理が行われていないことにより、生活環境に悪影響を及ぼす可能性のあるもの又は老朽化等により、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切と区市町村が認めるものをいう。
- (9) 除却等  
空き家の除却並びに除却後の土地の整地及び簡易な舗装をいう。
- (10) 跡地整備  
老朽空き家を除却した跡地を緑地や防災広場等として公的に活用するために行う整備をいう。
- (11) 跡地管理  
老朽空き家を除却した跡地を緑地や防災広場等として公的に活用するために必要な管理をいう。
- (12) 木造住宅密集地域  
防災都市づくり推進計画（改定）（平成 28 年 3 月）で定める地域をいう。
- (13) 貸し庭  
空家等の所有者から、空家等の存する土地の全部又は一部を所有者以外の者が使用貸借契約等に基づいて借り受け、みどりの創出若しくは保全又は地域のコミュニティの活性化を目的として活用する敷地をいう。
- (14) 貸し庭活用者  
貸し庭を活用する者をいう。

#### 第 4 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家実態調査  
区市町村の空き家に関する対策の基礎資料とするための区域内の空き家に関する現状の調査であって、次に掲げる要件に適合するもの
  - ア 対象とする空き家の種類に住宅を含むこと。
  - イ 空き家の所在地、戸数、管理状況、老朽度などの状況を調査すること。
  - ウ 空き家の把握のみを目的とせず、空き家利活用の視点を含めて調査すること。
  - エ 法第 6 条に規定する空家等対策計画を策定していること。ただし、空家等対策計画を作成することを前提として行う場合はこの限りでない。
- (2) 空き家所有者情報等の調査  
空き家の利活用を促進するための所有者情報等の調査であって、次に掲げる要件に適合するもの
  - ア 対象とする空き家の種類に住宅を含むこと。
  - イ 空き家所有者等の同意が得られた場合は、所有者情報等を外部に提供することを前提とすること。
- (3) 空き家対策計画作成  
法第 6 条に規定する空家等対策計画の作成であって、次に掲げる要件に適合するもの
  - ア 対象とする空き家の種類に住宅を含むこと。

- イ 空き家の利活用の促進に関する事項を含むこと。
- ウ その他空き家に関する対策の実施に関し必要な事項を含むこと。

(4) 地域活性化施設への改修

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 所有者等が行う改修工事に要する費用への区市町村の補助であって、次に掲げる要件に適合するもの

- (ア) 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物であること。ただし、既に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の地震に対する安全性に係る規定若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に適合することが証明されているもの又は、この改修工事に併せて耐震改修を実施するものはこの限りでない。

(イ) 次に掲げる事項について、区市町村の要綱等で定めていること。

- a 原則として、改修工事の完了の日から少なくとも 10 年間は、地域活性化施設として使用すること。
- b 建築基準法に適合する建築物であること（改修工事完了時に適合することとなる建築物を含む。）。

イ 区市町村が行う、所有者等から貸借、譲渡等を受けた建築物又はその一区画の改修工事であって、次に掲げる要件に適合するもの

(ア) ア (ア) に掲げる要件

(イ) ア (イ) に掲げる要件

(5) 地域コミュニティ維持・活性化住宅への改修

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 所有者等が行う改修工事に要する費用への区市町村の補助であって、次に掲げる要件に適合するもの

(ア) (4) ア (ア) に掲げる要件

(イ) 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有するもの（改修工事完了後に有することとなる場合を含む。）であること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しない。

(ウ) 住宅の床面積が 20 ㎡以上（改修工事完了後に 20 ㎡以上となる場合を含む。）であること。ただし、共同で利用する部分に、居間、食堂、台所、収納設備及び浴室を備える場合は、各住戸の専用する部分の床面積が 13 ㎡以上であること又は居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び洗濯室を備える場合は、各住戸の専用する部分の床面積が 7 ㎡以上であり、かつ住宅全体の床面積が 13 ㎡に居住人数を乗じて 10 ㎡を加えた規模以上であること。

(エ) 次に掲げる事項について、区市町村の要綱等で定めていること。

- a 原則として、改修工事の完了の日から少なくとも 10 年間は、地域コミュニティ維持・活性化住宅として使用すること。
- b (4) ア (イ) b に掲げる要件

(オ) 区市町村が策定する法第 6 条に規定する空家等対策計画等に位置付けられるものであること。

- (カ) 区市町村が、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 352 号）に基づいて交付される補助金を受けて行うものであること。
- イ 区市町村が行う、所有者等から貸借、譲渡等を受けた建築物又はその一区画の改修工事であって、次に掲げる要件に適合するもの
  - (ア) (4) ア (ア) に掲げる要件
  - (イ) ア (イ) から (オ) に掲げる要件
  - (ウ) 区市町村が、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 352 号）に基づいて交付される補助金又は過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 13 日付総行過第 54 号）に規定する過疎地域等自立活性化推進交付金を受けて行うものであること。
- (6) 老朽空き家除却等
  - 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
  - ア 公的跡地活用を目的とした老朽空き家の除却等
    - 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
    - (ア) 老朽空き家の所有者等が行う除却等に要する費用への区市町村の補助であって、次に掲げる要件に適合するもの
      - a 老朽空き家を除却した跡地を、土地の使用貸借契約等に基づいて、区市町村が公的に活用すること。
      - b 原則として、工事の完了の日から少なくとも 10 年間は、公的に活用することを区市町村の要綱等で定めていること。
    - (イ) 区市町村が行う、老朽空き家の所有者から所有権を取得した建築物の除却等であって、原則として、除却等の完了の日から少なくとも 10 年間は、空き家を除却した跡地を、区市町村が公的に活用するもの
    - (ウ) 区市町村が行う、(ア) 又は (イ) に基づく補助を受けて除却された跡地の整備であること。
    - (エ) 区市町村が行う、跡地管理であって、次に掲げる要件に適合するもの。
      - a (ア) 若しくは (イ) に基づく補助を受けて除却された跡地又は (ウ) に基づく補助を受けて整備された跡地の管理であること。
      - b 跡地管理に係る交付決定を初めて受けた日の属する年度を初年度として、翌々年の年度末までの跡地管理であること。
  - イ 木造住宅密集地域における老朽空き家除却等
    - 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
    - (ア) 木造住宅密集地域にある老朽空き家の所有者等が行う除却等に要する費用への区市町村の補助であって、建築基準法第 43 条第 1 項の規定に該当しない敷地に建つ建築物であるもの
    - (イ) 区市町村が行う、木造住宅密集地域にある老朽空き家の所有者から所有権を取得した建築物の除却等であって、建築基準法第 43 条第 1 項の規定に該当しない敷地に建つ建築物であるもの
- (7) 貸し庭整備等
  - 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
  - ア 貸し庭整備

貸し庭活用者が行う、貸し庭の整備に要する費用への区市町村の補助であって、貸し庭活用者が、空家等の所有者の三親等以内の親族でないことを区市町村の要綱等で定めているもの

イ 除却を伴う貸し庭整備

貸し庭活用者が行う、老朽空き家の所有者から所有権等を取得し、老朽空き家の除却を行うことを前提とした、貸し庭整備に要する費用への区市町村の補助であって、次に掲げる事項を区市町村の要綱等で定めているもの

(ア) 貸し庭活用者が、空家等の所有者の三親等以内の親族でないこと。

(イ) 原則として、土地の使用貸借等の契約締結の日から少なくとも10年間は、貸し庭として活用すること。

(8) 空き家相談体制整備

次に掲げる要件のうち、いずれかに適合するもの

ア 専門家を活用した相談体制整備

区市町村が実施する空き家相談体制であって、次に掲げる要件に適合するもの

(ア) 専門家を活用し、所有者等又は空き家の利活用及び適切な管理の観点から区市町村が必要と認める者の相談に無償で応じる体制を整備すること。

(イ) 区市町村は、相談を受けた内容等について、東京都に提供すること。

(ウ) 区市町村における、継続的な空き家の相談体制の構築につなげること。

イ 空き家の利活用に向けたマッチング体制整備

区市町村が実施する所有者等と空き家の活用希望者とのマッチングを支援する体制であって、次に掲げる要件に適合するもの

(ア) 空き家の利活用につなげるため、所有者等と活用希望者の双方からの希望条件の聞き取り、条件整理、地域のニーズや用途変更に関するアドバイス等を行う体制を整備すること。

(イ) 区市町村は、マッチング事例等について、東京都に提供すること。

(ウ) 区市町村における、継続的な空き家のマッチング体制の構築につなげること。

第5 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う区市町村とする。

第6 補助対象事業費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 空き家実態調査に係る経費（現地調査、所有者等の特定、所有者等の意向調査、データベースの作成等に必要なものに限る。）

(2) 空き家所有者情報等の調査に係る経費（現地調査、所有者等の特定、所有者等の意向調査等、所有者情報等の調査に必要なものに限る。）

(3) 空き家対策計画作成に係る経費（空き家実態調査の分析、他自治体や民間事業者等の取組調査、空き家対策計画作成のための委員会の運営等に必要なものに限る。）

(4) 所有者等が行う地域活性化施設への改修に係る経費（消費税・地方消費税、工事監理費を

除く。以下（6）において同じ。）

- (5) 区市町村が行う地域活性化施設への改修に係る経費（工事監理費を除く。以下（7）において同じ。）
- (6) 所有者等が行う地域コミュニティ維持・活性化住宅への改修に係る経費
- (7) 区市町村が行う地域コミュニティ維持・活性化住宅への改修に係る経費
- (8) 所有者等が行う公的跡地利用を目的とした老朽空き家除却等に係る経費（消費税・地方消費税、工事監理費、設計費、申請手続に要する費用を除く。以下（12）、（14）及び（15）において同じ。）
- (9) 区市町村が行う公的跡地利用を目的とした老朽空き家の除却等に係る経費（工事監理費、設計費、申請手続に要する費用を除く。以下（10）、（11）及び（13）において同じ。）
- (10) 跡地整備に係る経費（安全柵、水栓又はベンチの設置その他跡地整備に必要なものに限る。）
- (11) 跡地管理に係る経費（見回り、点検、整備状況の確認その他跡地管理に必要なものに限る。）
- (12) 所有者等が行う木造住宅密集地における老朽空き家除却等に係る経費
- (13) 区市町村が行う木造住宅密集地における老朽空き家の除却等に係る経費
- (14) 貸し庭整備に係る経費（安全柵の設置等庭を活用する際の安全確保に必要なもの、整地・土壌改良並びに花壇、水栓及びベンチの設置その他庭活用に必要なものに限る。ただし、消費税・地方消費税を除く。）
- (15) 除却を伴う貸し庭整備に係る経費（（10）に規定する経費及び老朽空き家の除却に係る経費に限る。ただし、消費税・地方消費税を除く。）
- (16) 専門家を活用した相談体制整備に係る経費（専門家への報償費、施設利用料、広報等に必要なものに限る。）
- (17) 空き家の利活用に向けたマッチング体制整備に係る経費（専門家への報償費、施設利用料、広報その他マッチング体制整備に必要なものに限る。）

## 第7 補助金の交付額

1 都が交付する補助金の額は、次に掲げる額（1,000円未満切捨て）の合計額とし、かつ、予算の範囲内の額とする。

- (1) 空き家実態調査に係る補助金の交付額  
第6（1）の補助対象事業費の額（国の補助を受ける場合においては、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額）の2分の1の額（ただし、1区市町村につき1,000万円を上限とする。）
- (2) 空き家所有者情報等の調査に係る補助金の交付額  
第6（2）の補助対象事業費の額（国の補助を受ける場合においては、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額）の2分の1の額（ただし、各年度、1区市町村につき500万円を上限とする。）
- (3) 空き家対策計画作成に係る補助金の交付額  
第6（3）の補助対象事業費の額（国の補助を受ける場合においては、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額）の2分の1の額（ただし、1区市町村につき300万円を上限とする。）

- (4) 地域活性化施設への改修に係る補助金の交付額  
第6(4)及び(5)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)の2分の1の額(ただし、1戸当たり50万円を上限とする。(以下(5)、(6)及び(9)において同じ。))
  - (5) 地域コミュニティ維持・活性化住宅への改修に係る補助金の交付額  
第6(6)及び(7)の補助対象事業費の額(補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)の2分の1の額
  - (6) 公的跡地利用を目的とした老朽化空き家除却等に係る補助金の交付額  
第6(8)及び(9)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)の2分の1の額
  - (7) 老朽空き家の跡地整備に係る補助金の交付額  
第6(10)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)の2分の1の額(ただし、1か所の跡地当たり50万円を上限とする。)
  - (8) 老朽空き家の跡地管理に係る補助金の交付額  
第6(11)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)の2分の1の額(ただし、1か所の跡地当たり30万円を上限とする。)
  - (9) 木造住宅密集地における老朽化空き家除却等に係る補助金の交付額  
第6(12)及び(13)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)の2分の1の額
  - (10) 貸し庭整備に係る補助金の交付額  
第6(14)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額。ただし、1件当たりの貸し庭整備に係る経費の3分の2の額と200万円のうち、いずれか少ない額を上限とする。以下(11)において同じ。)
  - (11) 除却を伴う貸し庭整備に係る補助金の交付額  
第6(15)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)
  - (12) 専門家を活用した相談体制整備に係る補助金の交付額  
第6(16)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)の2分の1の額(ただし、各年度、1区市町村につき50万円を上限とする。以下(13)において同じ。)
  - (13) 空き家の利活用に向けたマッチング体制整備に係る補助金の交付額  
第6(17)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額)の2分の1の額
- 2 地域活性化施設への改修に係る補助金の交付額については、前項(4)の規定にかかわらず、用途変更等を伴う改修の場合には、この規定中「50万円」とあるのは「100万円」と読み替えて適用するものとする。

## 第8 補助金の交付申請

- 1 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。
  - (1) 補助金額算出内訳書（第1号様式別紙1）
  - (2) 事業計画書（第1号様式別紙2）
  - (3) 補助対象工事費内訳書（第1号様式別紙3）
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 この要綱に基づく補助を受けようとする者で、当該補助対象事業が複数年度にわたる場合には、1に準じて毎年度補助金の交付申請をするものとする。

## 第8の2 全体設計の承認

- 1 この要綱に基づく補助を受けようとする者で、補助対象事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請時に、当該補助対象事業費の総額、補助対象事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。なお、当該補助対象事業費の総額等を変更する場合は、速やかに同様の申請を行うものとする。
  - (1) 全体設計表（第2号様式別紙）
  - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、1の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該全体設計を承認し、全体設計承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

## 第9 補助金の交付決定

知事は、第8の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

## 第10 申請の撤回

- 1 第9の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。
- 2 1の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

## 第11 交付決定の変更

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付決定変更申請書（第5号様式）に、次に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。
  - (1) 補助金額算出内訳書（第5号様式別紙）
  - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、1の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書（第6号様式）により補助事業者に通知し、適当と認めない場合は交付決定を変更しな



いことを決定し、補助金交付決定変更不承認通知書（第7号様式）により補助事業者はその旨通知するものとする。

## 第12 承認事項

補助事業者は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助金の交付の決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため補助事業を中止又は廃止をしようとするとき。

## 第13 変更承認

1 補助事業者は、第12の規定による承認を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該項目に定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 第12の(1)に該当する場合
  - ア 経費配分等変更申請書（第8号様式）
  - イ 補助金額算出内訳書（第8号様式別紙）
  - ウ その他知事が必要と認める書類

- (2) 第12の(2)に該当する場合  
事業中止・廃止承認申請書（第9号様式）

2 知事は、1の規定による書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは変更承認書（第10号様式）により、承認しないことを決定したときは変更不承認通知書（第11号様式）により、補助事業者はその旨通知するものとする。

## 第14 状況報告

- 1 知事は必要に応じ、補助事業者に対し期限を定めて補助対象事業の状況について報告を求めることができる。
- 2 1の報告は、実施状況報告書（第12号様式）により、行わせるものとする。

## 第15 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業が会計年度を越えて継続するときは、会計年度終了後速やかに実績報告書（第13号様式）により、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- (1) 補助金実績額算出内訳書（第13号様式別紙1）
- (2) 補助対象工事報告書（第13号様式別紙2）
- (3) 空き家相談体制整備報告書（第13号様式別紙3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

## 第16 補助金の額の確定

知事は、第 15 の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 14 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

#### 第 17 補助金の交付

知事は、第 16 の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（第 15 号様式）及び請求額内訳書（第 15 号様式別紙）の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### 第 18 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
  - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
  - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (5) 補助対象事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
  - (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
  - (7) 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。
- 2 1 の規定は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 第 19 補助金の返還

知事は、第 18 の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### 第 20 違約加算金及び延滞金

第 19 の規定による補助金の返還については、次の（1）から（5）までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 18 の 1 の（2）、（4）又は（7）に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- (1) 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算する。
- (2) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における（1）の規定の適用については返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとする。

- (3) (1) の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (4) 知事は、補助事業者が第 19 の規定により、補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- (5) (4) の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

#### 第 21 補助対象事業の帳簿等の作成及び保管

補助事業者は、補助対象事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類、その他補助対象事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業終了後 5 年間保管しなければならない。

#### 第 22 補助対象事業の実施期間

補助事業者は、補助を受けようとする年度の末日までに補助対象事業を完了させるものとする。

#### 第 23 重複受給の禁止

補助事業者は、都における他の要綱に基づく補助金等で対象となる事業費と補助対象事業費を重複して補助を受けてはならないものとする。

#### 第 24 その他

知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、区市町村長に対し必要な措置を講じるよう求めることができる。

附 則（平成 27 年 5 月 12 日 27 都市住政第 85 号）

この要綱は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 28 日 27 都市住政第 500 号）

この要綱は、平成 27 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 28 都市住政第 32 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 都市住政第 1139 号）

第 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 要綱第 4（6）ア（エ）の規定の適用については、平成 32 年度末までに初回の交付を決定するものに限るものとする。

